

事業者排出量削減報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長		平成24年 7月30日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 京都信用金庫 理事長 増田 壽幸 電話 075-211-2111					
主たる業種	信用金庫	細分類番号				6   3   1   1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計 画 期 間	平成23年 4月から平成 26年 3月まで						
基 本 方 針	平成20年度～22年度の平均を基準として、平成25年度までに温室効果ガス排出量を6%以上削減する。						
計画を推進するための体制	「エココミュニティ推進委員会」を中心にCO2削減に向けての計画と策定を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20～22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増 減 率	
	事業活動に伴う排出の量	3,155.8 トン	2,858.6 トン	トン	トン	-9.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,138.3 トン	2,858.6 トン	トン	トン	-8.9 パーセント	
実績に対する自己評価		平成25年度までに、温室効果ガス排出量を6%以上削減の目標を設定したが、節電効果等もあり第1年度に▲8.9%削減達成。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原 単 位 の 指 標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増 減 率
	店舗・出張所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積)	4.50	3.60			-20.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		店舗建替で延べ床面積が増えたものの、温室効果ガス排出量の削減で、原単位あたりでも大幅に削減。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備 考	
		118.0 パーセント	118.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	当取の定めた環境基準を適用した店舗づくり 環境マネジメントシステムの適用					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措 置 の 内 容	特別許可の無いものには原則マイカー通勤の禁止					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	社内規定により定められ、職員はそれを遵守している					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備 考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量によるもの	0.0 トン	トン	トン			
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KES環境マネジメントシステムスタンダード・ステップ2取得</li> <li>・ 地域の清掃</li> <li>・ 食堂での地産地消の取組</li> <li>・ ライトアップキャンペーン参加</li> <li>・ 棚田の保全活動</li> <li>・ 自然エネルギーの導入</li> </ul>						
特 記 事 項	平成23年9月、平成24年1月より各1店舗営業開始。店舗の老朽化による建替であり、平成23年度の実績値には旧店舗と新店舗の温室効果ガスの排出量を計上している。店舗建替えに伴う計画の変更は、2店舗が本格稼働状態になってから1年間の実績値が得られる平成25年1月に検討する。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。